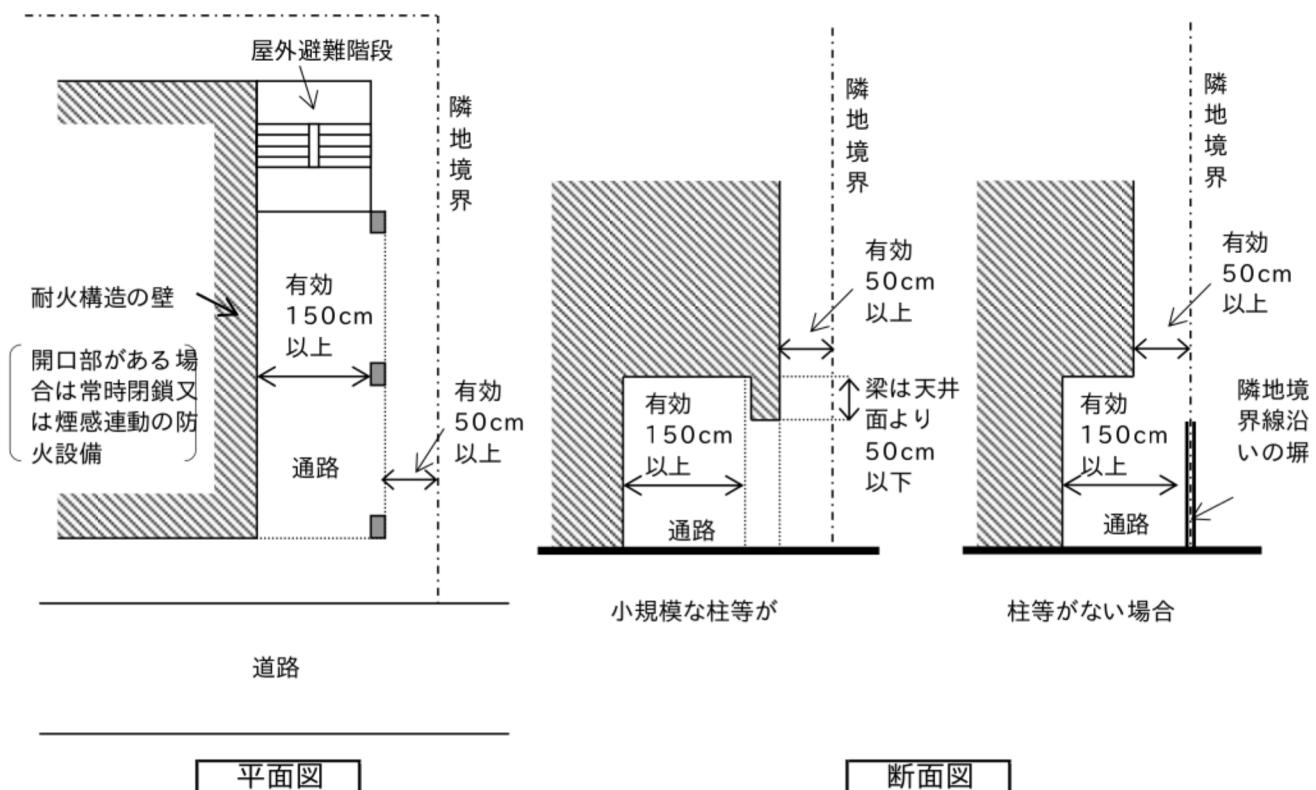


2-2

敷地内通路の取扱い

「敷地内通路」とは、原則として、屋外通路をいう。ただし、下記の条件を満たす通路については屋外通路とみなすことができる。

- 1 通路と屋内の部分とは、耐火構造の壁及び床で区画すること。開口部は最小限度のものとし、法第2条第九号の二口に規定する防火設備で令第112条第14項第二号に規定する構造であるものを設けること。
- 2 通路の側面及び前面は十分に外気に開放しているものとする。ただし、構造上やむをえないと認められる小規模な柱・プレースは除く。梁は天井面より50cm以下とすること。
- 3 通路に上階が突出する場合は、外壁面と隣地境界線との距離を50cm以上とすること。



関連条文

令第128条
東京都建築安全条例第17条、第19条第2項

参考